

譲渡対象者の要件

個 人	1	大分県内在住者で、動物の飼養者自身が譲渡申請を行うこと。
	2	各保健所（部）又はセンターが開催する講習会を過去1年以内に受講していること。
	3	飼養者は18才以上で、当該動物を終生適正に管理できる健康状態並びに経済状況であること。（飼育に伴う経済的負担ができること。）また、動物の寿命等を考慮し、飼養者が61才以上の場合は、当該動物の飼養継続ができなくなった場合、これに代わる継続飼養者が決まっており、継続飼養者は、譲渡対象者の要件を全て満たす者であること。ただし、継続飼養者が大分県外に在住の場合は、その可否については所長が判断する。
	4	飼養について、同居人全員の同意が得られていること。また、同居人に動物アレルギーがないこと。
	5	当該動物を終生適正に飼養管理できる環境であること。
	6	飼養場所が借家又は集合住宅等の場合は、飼養場所の管理者等が当該動物の飼養を承認していることを示す文書を提出できること。
	7	多頭飼育に起因して、周辺地域の住民の生活環境が損なわれる事態が生じ、苦情の原因にならないこと。
	8	過去に、動物の愛護及び管理に関する法律（大分県条例を含む）又は狂犬病予防法に違反し、若しくはその疑いにより、保健所等の複数回の指導、勧告又は措置命令を受けていないこと。
	9	<p>(1) 現に犬を飼養している場合は、狂犬病予防法第4条に規定する犬の登録及び同法第5条に規定する狂犬病予防注射を受けていること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、老齢・疾病により不妊・去勢手術ができないと判断できる場合及び適切な繁殖制限措置ができていない場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 現に猫を飼養している場合は、完全室内飼養していること。また、不妊・去勢手術を実施していること。ただし、老齢・疾病により不妊・去勢手術ができないと判断できる場合及び適切な繁殖制限措置ができていない場合はこの限りではない。</p> <p>(3) 現に飼養している犬等が、合わせて3頭以上でないこと。</p> <p>(4) 例外については、所長が適切に判断することとする。</p>
	10	誓約書の内容を遵守できること。
	11	その他、各保健所（部）長又はセンター所長が必要と認める要件を満たしていること。